



税理士 山本 善通 氏

Question

事業再構築補助金

当組合は、組合事業の新たな展開を図るために、「事業再構築補助金」を申請する計画です。採択された場合の補助金の会計処理（圧縮記帳）の概要や留意点について教えてください。

Answer

【概要】

国や地方公共団体から交付を受けた補助金等で、交付目的に適合していれば、圧縮記帳の適用を受けることができます。「事業再構築補助金」は間接交付ですが、対象になることも回答がでておりますので紹介します。

1. 国庫補助金の圧縮記帳について

内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（第44条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。（法第42条 抜粋）

2. 国税庁「質疑応答事例」の回答について

間接交付された独立行政法人中小企業基盤整備機構からの補助金についても対象になる事が確認されています。

「法人税法第42条の圧縮記帳の適用対象となる国庫補助金等とは、固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金等で、対象法人に対して直接交付されるものをいいます。

しかし、本件のように間接交付される補助金であっても、補助金交付団体は国に代わって補助金の交付事務を行っているに過ぎず、実質的に国から直接交付を受けたものと認められる場合には、国庫補助金等に該当するものと考えられます。」（回答抜粋）

【留意点】

1. 事業再構築補助金には、圧縮記帳の対象となる機械装置等の購入費以外にもコンサルティング費用等も含まれています。この場合のコンサルティング費用等は圧縮の対象にはなりませんので留意して下さい。
2. 圧縮記帳後の固定資産の帳簿価額が一円未満になる場合においても、一円以上の金額を付さなければなりませんので留意して下さい。（法令第93条）
3. 国庫補助金等で取得した固定資産等の取得価額については、圧縮損として損金算入された金額は当該固定資産の取得価額に算入しませんので留意して下さい。（法令第80条の2）